

# 鶴ヶ島市立鶴ヶ島中学校いじめ防止基本方針

平成30年 4月 1日  
鶴ヶ島市立鶴ヶ島中学校

## 1 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法 第二条)

## 2 基本方針

- いじめは「どの学校、どのクラス、どの子にも起こりうるもの」という共通認識を持ちます。
- いじめを早期に把握できる学校、いじめにしっかり組織的に対応できる学校づくりを、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます。
- いじめに対する取組を進めるなかで「一人前の社会人として自立している」子どもを育てます。

## 3 組織

いじめ対策委員会（常設：生徒指導部会）

### (1) 構成メンバー

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 教育相談主任 } 生徒指導部会  
学年生徒指導担当 養護教諭 }  
※学年主任 ※スクールカウンセラー ※スクールソーシャルワーカー  
※主任児童委員 ※青少年健全育成推進協議会長 ※学校協議会会長  
※PTA会長 ※西入間警察生活安全課署員 ※学校医 等  
(※は必要に応じて招集)

### (2) 会議

年度当初会議 本年度の方針の確認  
定例会議 情報交換 対応策の確認  
年度末会議 年度のまとめ 次年度への引き継ぎ 取組の見直し  
臨時会議 いじめ発生時の迅速な対応

#### 4 いじめ未然防止、早期発見、早期対応、重大事態に関する具体的な取組

##### (1) いじめ未然防止の取組

- ・「主体的、対話的で深い学び」を重視した授業展開
- ・個々の生徒理解及び集団としての社会力向上を目指した学級経営
- ・自己有用感を高める特別活動の実施
- ・道徳教育、人権教育、情報モラル教育、教育相談等の充実
- ・積極的な生徒指導の推進
- ・小中学校間や青少年健全育成協議会等との連携強化

##### (2) いじめ早期発見の取組

- ・定期的なアンケート（生活アンケート年3回、Hyper-QU年2回）の実施
- ・生活ノートの活用
- ・教育相談体制の充実
- ・教師間の情報共有

##### (3) いじめ早期対応の取組

- ・発見後の管理職への報告・連絡・相談
- ・生徒指導部会及び委員会の円滑な機能
- ・保護者への連絡及び指導、経過、結果の確実な連絡
- ・関係機関、教育委員会との連携

##### (4) 重大事態の対応

- ・教育委員会、関係機関等との連携
- ・組織的で迅速な対応

#### 5 保護者との連携

- ・定期的な生徒の現状報告（学級通信、学年通信、学校だより等）
- ・いじめ対応及び指導方法等の事前連絡・周知徹底
- ・学校の取組のPTA役員に向けた報告及び協力依頼

#### 6 関係機関、専門家との連携

- ・鶴ヶ島市立教育センターと連携する
- ・スクールカウンセラー、さわやか相談員等心理の専門家との連携
- ・重大事態に対して教育委員会、警察、医療機関等と連携する

#### 7 年間取組計画（取組の評価とPDCAサイクル）

- ・生徒指導部会の定期的開催（いじめ防止対策委員会）
- ・生徒指導部会（いじめ防止対策委員会）において、取組の見直しと次の取組の改善について定期的に検討する。